

○ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）

（附則第三十条第十四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二百六条 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中「<u>都道府県知事</u>」の下に「、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）」を加える。</p>	<p>第二百六条 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中「<u>都道府県知事</u>」の下に「、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）」を加える。</p>